毎月１１日は「人権を確かめあう日」です

# 誰でも、どこでも、自分らしく

（令和７年度　男女共同参画週間　キャッチフレーズ）

## ６月２３日～２９日は「男女共同参画週間」です

平成１１年６月２３日「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されたことを踏まえ、毎年６月２３日から２９日までの１週間を「男女共同参画週間」として、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。

### 男女共同参画社会とは

すべての人がお互いに人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別に関係なくその個性と能力を十分に発揮することができる社会、すなわち「自分らしく生きることのできる社会」のことです。

### ジェンダー平等を実現させよう

ジェンダーとは生物学的な性別に対して、社会的・文化的につくられた、世の中の男性と女性の役割の違いによって生まれる性別のことで、「男らしさ」「女らしさ」のことです。

この社会的・文化的に作られた「男らしさ」「女らしさ」という枠の中で、「こうあるべき」と無意識にイメージを抱いてしまう偏見や差別は、ジェンダーバイアスと言われています。

「〇〇は男性の仕事」「女性は〇〇であるべき」などの知らず知らずのうちに染み込んだジェンダーバイアスにより、性別を理由にやりたいことを諦めなければならない人たちも多くいるのではないでしょうか。

ジェンダー平等とは、一人ひとりが性別に関わらず、平等に責任や権利、機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めることができることを意味しています。

２０１５年の国連サミットで採択されたＳＤＧｓの５番目の目標「ジェンダー平等を実現しよう」の達成のため、性別だけで役割を決めてしまうのではなく、一人ひとりの意思や能力、個性をお互い尊重し合うことで、あらゆる分野で、誰もが「男らしさ」「女らしさ」に縛られず「自分らしく」生きることができる社会の実現を目指しましょう。

宇陀市人権啓発活動推進本部

2025．6

※このビラへのご意見・ご感想は
☎０７４５-８２-２１４７または jinken@city.uda.lg.jp